

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

資料1ページの規則案要綱に基づき説明します。

はじめに、趣旨についてですが、令和3年(2021年)3月に国の高等学校通信教育規程の一部が改正され、高等学校における通信教育の質を保障するため、通信制課程で学ぶ生徒が適切な教育環境の下で学ぶことができるよう通信教育連携協力施設の定員を示すこととなるとともに、教育課程に係る規定の改正その他所要の改正が行われました。

この改正に伴い、本教育委員会規則を制定するものです。

内容ですが、(1)については、定時制課程または通信制課程の生徒が、他校の定時制課程又は通信制課程で併修できるものとして、新たに総合的な探究の時間が加えられたことに伴う関係規定の改正です。

(2)については、これまで、国の高等学校通信教育規程では、通信制課程を置く実施校が行う通信教育の面接指導等に協力する高校のことを「協力校」と定義していましたが、実施校の通信教育について、連携協力する施設を新たに「通信教育連携協力施設」と定義したことに伴い、関係規定を改正するものです。

なお、北海道においては、既に協力校という名称が定着していることから、通信教育連携協力施設の略称を今までどおり「協力校」と定義することとしたいと考えています。

また、高等学校通信教育規程において、通信教育連携協力施設を設ける場合には、設置者が、実施校の収容定員のうち通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めることとされましたので、このことにつ

いて、協力校ごとの定員を、40人で割ることができる人数を基本に、各協力校の全日制及び定時制の規模や過去5年の平均在籍者数などを勘案し、各協力校ごとの定員を別表のとおり定めることとしたいと考えています。

(3)の内容については、通信教育の方法として、添削指導及び面接指導のほか、放送その他の多様なメディアを利用して行う学習が規定されていることを踏まえ、改めて、関係規定の整理を行ったものです。

3の施行期日については、入学願書の様式に関する第8条第1項の規定を除き、令和5年(2023年)4月1日から施行したいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

確認ですが、「通信教育連携協力施設」と「協力校」は、大なりでも小なりでもなく、イコールの関係ということによろしいですね。

【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

はい。

【川端委員】

2ページ目に、協力校の名称、定員、受持区域とありますが、この定員というのは、どのような内訳になっているのか教えていただけますか。

【山城高校教育課長】

ここでの定員ですが、一般的な高校の1学年の定員とは違い、協力校に通う1年生から4年生までを合わせた人数です。各協力校で毎年卒業する人数が、次の年の新入生の枠になるとお考えいただければと思います。

【川端委員】

有朋高校通信制の定員を各地域ごとに割り振って、それぞれの学校

に記載しているという認識でよろしいですか。

【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

はい。

【川端委員】

160人や240人になっている学校も多くありますが、別表の定員数の意味が分かるように、全体の定員を教えてくださいませんか。

【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

通信制課程全体の定員としては、5,080人と規定されています。これに対し、在籍者数ですが、今年の7月1日現在、有朋高校で学ぶ生徒が1,575人、協力校で学ぶ生徒が1,522人、合計で3,097人となっていますので、定員に対する割合としては、大体60パーセントくらいです。

【川端委員】

分かりました。この改正で、子供たちの学びの幅が一層広がると良いと思います。

【大鐘委員】

感想です。1ページの2(1)ですが、総合的な探究の時間の履修に関し、通信制課程に在籍する生徒の学習機会の拡大するということですが、質の保障の観点から、拡大することは非常に良い方向性であり、賛同します。特に、総合的な探究の時間については、多様なメディアを利用した学習も可能ですし、通信制の生徒にとっては、非常に良い学習機会になるだろうと思います。

また、要望ですが、定時制課程や通信制課程において、総合的な探究の時間を内容をいかに充実させるかということについても、是非、並行して指導していただきたいと思います。

【橋場委員】

9月17日に、北見北斗高校の創立100周年を兼ねて学校視察をしてきました。総合的な探究の時間の成果が描かれたポスターが、廊下に貼ってあったのですが、想像をはるかに超えていて、高校生たちのいろいろな発想に驚きました。野球部の生徒は、カーブがなぜ曲がるのかを物理の発想で空気の流れから考えていました。自分の興味のあるこ

とを掘り下げていく勉強をするわけですね。

定時制や通信制に通う生徒には、実社会を見ている子たちも多くいるでしょうから、普通科に通う生徒とは異なる視点で物事を掘り下げていくことができるのではないかと思います。そのような機会が増えていくというのは、現場の先生にとっては大変かもしれませんが、素晴らしいことだと思います。

また、通信教育の方法として「その他の多様なメディアを利用した」と加えたところも、素晴らしい改正だと感じました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 報告 1 令和5年度(2023年度)に道立高等学校、道立中等教育学校後期課程及び道立特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について

ア 説明員 堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

令和5年度(2023年度)に使用する高等学校等の教科書の採択結果について、道立学校長から報告があった選定結果を受け、9月27日付けで教育長が採択する教科書を決定しました。なお、教科書の採択に関する実施要綱、採択に関する基本方針及び採択に関する観点については、資料3ページ以降に参考資料として添付しています。

では、採択の概要について、資料1ページの概要に沿って説明します。

はじめに、1の採択学校数については、記載のとおりです。

続いて、2の教科別採択教科書の点数は、令和5年度(2023年度)に使用する教科書の採択状況をまとめたものであり、令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)入学生に適用される教科書については第1部、令和3年度(2021年度)以前の入学生に適用される教科書については第2部としています。

「1 第1部」の「1 各学科に共通する各教科」については、(1)国語から(11)理数まででは、文部科学省検定済教科書・著作教科書の合計456点のうち、高等学校及び中等教育学校後期課程で420点、特別支援学校高等部で89点を採択しました。次に、「2 主として専門学科において開設される各教科」の(1)農業から(8)福祉まででは、文部科学省検定済教科書・著作教科書の合計145点のうち、高等学校及び中等教育学校後期課程で118点、特別支援学校高等部で17点を採択しました。

続いて、資料2ページの「2 第2部」の「1 各学科に共通する各教科」及び「2 主として専門学科において開設される各教科」についても、それぞれ第1部の1及び2と同様に、資料の表に示す数字となっ

ています。

また、各学校で使用する教科書の採択一覧及び各教科ごとの主たる採択の理由については、この後、北海道教育委員会のWEBページにより公開することとしています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

デジタル教科書の使用状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

【山城高校教育課長】

デジタル教科書ですが、今年度、高等学校においては25校で104点、特別支援学校においては1校で13点使用されることとなっています。

【青山委員】

本当に教科書が重いという問題がありますので、高等学校だけではなく、小学校や中学校でもデジタル教科書が広まってほしいと思っています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 議案第2号 道指定天然記念物の指定について

ア 説明員 山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長】

昨年5月20日開催の教育委員会の会議において、十勝管内足寄町の足寄動物群束柱類化石について、道の文化財への指定に向けて、北海道文化財保護審議会への諮問を決定いただき、調査・審議したところ、資料1ページのとおり、令和4年（2022年）9月9日に、審議会から北海道の天然記念物に指定するよう答申があったので、北海道文化財保護条例の規定により、道指定天然記念物に指定するものです。

資料の2ページ及び3ページに、この化石の復元想像図と、骨格復元を載せています。3,390万年前から2,303万年前の漸新世に海に生息していた「アショロア ラティコスタ」及び「ベヘモトプス カツイエイ」の2体の化石で、資料4ページにあるように、化石点数は200点あります。資料5ページの指定理由ですが、いずれも、世界で唯一の束柱類化石の骨格標本で、良好な保存状態で全身復元された化石であり、歯を中心とする摂餌器官が顕著に進化したものです。また、日本列島が形成される以前の大きな変動期を超えて生存し、進化したことを示す化石であり、束柱類の実態解明や北海道の自然史において、極めて学術的な価値が高いものであると審議会から答申がありました。

なお、審議会においては、専門的な見地から申請内容や現地調査が実施され、その結果、道指定天然記念物に指定するよう答申があったものです。

道指定天然記念物に指定することにより、足寄町の太古の様子を知る上で貴重な文化財として、これまで以上に地域の方々に親しまれるとともに、学校教育や生涯学習に一層寄与し、大切に保存・活用されていくことが期待されます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

他にはないものであり、ワクワクさせる要素がいっぱい、指定いただけるのはありがたいと思います。ここまで他にはないものであれば、道指定だけではなく、国指定になることもありえるのでしょうか。

【山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長】

所有者の意向があれば申請できますが、国指定には文化庁の専門的な調査官による調査が必要であり、それなりの価値付けを行うには数年程度かかると聞いています。

【川端委員】

国指定となれば、より良い保存環境にできるかもしれませんので、道としても所有者の地域と連携していただきたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(4) 報告2 ヤングケアラー実態調査の結果について

ア 説明員 伊藤生徒指導・学校安全担当局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】

本年8月に道の保健福祉部が実施したヤングケアラー実態調査について、道教委が関係する小学生、大学生及び小学校の結果を報告します。

資料2 ページ上段の調査の概要を御覧ください。調査対象は、札幌市を除く道内の小学校及び義務教育学校と、小学5年生及び小学6年生です。調査方法は、無記名のアンケート調査であり、パソコン等のWEB環境から任意に回答する方式で行いました。設問等については、昨年、国が実施したものを参考として実施しています。

なお、回答状況ですが、回収率は表に記載のとおりです。

次に、具体的な調査結果について、資料2 ページ下段を御覧ください。

まず、小学生に関する調査結果です。「1-① ヤングケアラーの認知度」ですが、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した児童は、21.1パーセントでした。

続いて、資料3 ページの上段を御覧ください。「1-② 自分がお世話をしている家族の有無（ヤングケアラーの割合）」ですが、小学生で4.7パーセントでした。隣の小さい円は国の結果ですが、昨年12月に実施した国の調査結果は6.5パーセントですので、それと比べると低くなっています。

続いて、同じページの下段を御覧ください。「お世話を必要としている家族」については、「きょうだい」が最も多く、67.1パーセントでした。

次に、資料4 ページを御覧ください。上段の「お世話の頻度、また、そのときに費やす時間」ですが、頻度については、「ほぼ毎日」と回答している児童が49.8パーセント、また、平日における1日当たりのお世話に費やす時間は、具体的な時間数の回答があった中では、横棒グラフにあるとおり、1時間から2時間程度が多く、合計で約50パーセントと

なっています。資料4 ページ下段の「1-⑤ 学校生活等への影響」については、一番下にある「当てはまるようなことはほとんどない」という回答が全体の46パーセントですが、その一方で、「自分の自由になる時間が取れない」、「友だちと遊べないことがある」などの回答も一定程度見られます。

次に、資料5 ページの上段を御覧ください。「相談の有無と相談しない理由」について、78.0パーセントの子供が、相談した経験がないと回答しています。また、その理由として、「誰かに相談するほどの悩みではない」という回答が74.1パーセントとなっています。同じく5 ページの下段を御覧ください。「1-⑦ 周りの大人に支援してほしいこと」については、一番下の「特になし」が最も多くなっています。その一方で、割合は低いですが、「自由に使える時間がほしい」、「自分の自由に過ごせる場所がほしい」と回答している児童も一定程度います。

続いて、資料6 ページを御覧ください。6 ページですが、小学校及び義務教育学校からの回答です。「2-① ヤングケアラーという言葉の認知度」について、「言葉を知っており、学校として意識して対応している」と回答した学校の割合は、61.5パーセントでした。国の調査結果は41.4パーセントでしたので、北海道の割合は、それよりも高くなっています。その隣の「2-② ヤングケアラーと思われる子どもの有無」については、校内に「ヤングケアラーと思われる子どもはいない」と回答した学校が76.0パーセントでした。下段の横棒グラフにありますが、ヤングケアラーの対応について、「学校内で対応している」と回答した学校の割合は49.3パーセントと多く、国の調査と同様の傾向となっています。最後に、「2-④ 必要と考えるヤングケアラー支援の内容」については、「教職員がヤングケアラーについて知ること」、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」など、理解の浸透又は相談・支援環境の充実についての回答が多くなっており、これも国の調査結果と同様の傾向となっています。

ここまで、調査結果の概要を報告しました。道教委としては、道の関係部局とともに、今回の調査結果を踏まえて課題を整理し、引き続き、

有識者会議、関係機関の皆様の御意見も伺いながら、必要な対応・取組を進めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

まず、資料5ページですが、周りの大人に支援してほしいことという設問で、大学生は、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」、「自分が行っているお世話を代わってくれる人がほしい」という回答の割合が高くなっていますが、恐らく、小学生も、具体的にどうしてほしいかが分からないだけで、同じ気持ちでいるのではないかと思います。

資料6ページを見ると、「2-④ 必要と考えるヤングケアラー支援の内容」に、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」という項目がありますが、資料2ページの「1-① ヤングケアラーの認知度」で、「聞いたことがあり、内容も知っている」という小学生が21.1パーセントしかいないことからすると、小学生たちは、まだ知識が少ないのではないかと思いますので、引き続き、啓蒙活動をしていただきたいと思います。

次に、要望ですが、6ページ目の「2-③ ヤングケアラーへの対応」に「要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」という項目がありますが、子供たちを支援してくれる機関の一覧を教員の皆さんに提供してもらいたいと思いますし、どのようなところが支援して下さるのかについて、私にも教えていただきたいと思います。

【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】

道教委で取り組んでいることとしては、ヤングケアラーについて、子供にも分かる形で、イラストなどを使って「このようなお世話をしていて、困っていたら相談してくださいね」という相談窓口のリーフレットを作り、子供たちに渡しています。実際に、家族のことで相談を受けるというケースもありますので、これを広めていきたいと思っています。

また、支援をしてくれる機関の一覧ですが、ヤングケアラーの対応に

関するガイドブックを作り、各学校に配布し始めたところです。現状としては、学校でそれを読み、内容の理解を深めていただく段階かと思いますが、各管内及び市町村に窓口がありますので、学校だけではなく、対応が広げられるように、ホームページなども活用しながら情報発信したいと思います。

【青山委員】

小学生は、何をしてほしいのかも分かっていないのではないかと思いますので、是非、一人でも多くの子を助けてほしいと思います。

【川端委員】

資料3ページの「1-③ お世話を必要としている家族」という設問で、小学生は「きょうだい」が多くなっていますが、実際に、どのようなアンケート内容だったのかが、少し気になりました。小学生の回答については、いわゆる家族の助け合いの範疇なのか、それとも、本当に支援を必要としている状況なのかということについて、どのくらい正確に回答が積み上げられ、結果として反映されているのかに関して、不明確なところがあるのかもしれない。

インクルーシブ授業ということで、支援を必要とする人と同じ教室で助け合いをしていきましょうという教育を受けていることもありますので、「毎日、家族のお世話しなければいけないから、私はヤングケアラーだ。」と、本来の意味合いとは違う捉え方をしないように、理解を促す教育も同時に進めていかないと、正確な理解が進まないのではないかと思います。

お世話をするということが、本当に困窮していて、お母さんが病気で、朝食を作り、下の子の面倒も見ているというレベルのものなのか、それとも、きょうだいとして少しお手伝いするというレベルのものなのかというところも含め、私たちは、今回の調査結果を踏まえ、もう少し掘り下げて、幅広い視点で見ていく必要があると感じました。

子供たちから見ても、自分がヤングケアラーなのかをどこで判断するかというのは難しいと思います。少しのお手伝いが非常に苦痛に感じる子どもいれば、本当に大変だけれども、我が家にとっては当たり前だと思

う子供もいるでしょうから、その点をどうするかということについても、同時に検討を進めていただきたいと思います。

一つ質問です。資料2ページの回答状況に「小学生」、「大学生」、「小学校」とありますが、今回、学校からの回答がとても多かったということでしょうか。

【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】

はい。学校については、代表の校長先生や教頭先生に回答いただいています。既に中学校、高校の調査結果も出ていて、関心が高まっていますので、回答いただきたいと案内しており、この回答率となっています。

【大鐘委員】

昨年、中学校と高校の調査を実施したということですが、結果を正確に記憶していないので、あくまで、この資料の小学生の結果について感じたことを意見として述べさせていただきたいと思います。小学生について、例えば、「1-⑤ 学校生活等への影響」については、「当てはまるようなことはほとんどない」という回答が46パーセントである一方、国の調査結果では「特にない」というのが63.9パーセントとなっています。本道の特質としては、具体的に当てはまるような学校生活等への影響はないと答えながらも、実際には、何らかの課題を抱えているということがあるのではないかという気がします。

そして、資料5ページですが、周りの大人に支援してほしいことについて、国の調査では「特にない」が50パーセント程度である一方、本道の結果では、「特にない」が70パーセント近くとなっています。このようなところから見ると、意識と実態とが少し離れているのが本道の特質なのかなと感じます。学校への調査について、「言葉を知っており、学校として意識して対応している」という割合が多い反面、「該当する子どもはいなかった」という割合が多くなっているというのも、認識と実態に距離があることによるものという感じがします。

先ほど、青山委員や川端委員から指摘があったように、教育とか学習という枠組みの中で、ヤングケアラーを捉えることが必要だと思います。

支援に直結するようなガイドブックやリーフレットはもちろん必要だ

と思いますが、ヤングケアラーと思われるような子供だけではなく、児童生徒全員に対する教育、家庭や家族の在り方といった大きな枠組みでヤングケアラーというものを捉えていくことが大事ではないかと思います。SOSに直結するような窓口もやはり必要かと思いますが、それ以外の窓口として、クラス、学校、地域といった集団の問題にする方が大事ではないかと思います。助け合ったりすることもできるのではないかと思うので、是非、大きな枠組みで考えていただきたいと思います。

【渡辺委員】

資料2ページの回答状況を見ると、大学生の回収率は1.5%と低いですが、これは、恐らく、そもそも関心がある方が答えているのではないかと思います。結局のところ、このヤングケアラーの問題というのは、かなり現場に近いところに対応を落とし込まないと、有効な対策が組めないのではないかと思います。例えば、この調査では札幌市以外を対象としているということですが、小さな市町村と旭川市のような大きな市町村では、調査の仕方も変わってくるのではないかと思いますし、また、現在、幼児教育などの準備が整っている市町村では、既にヤングケアラーの状況をかなり正確に捉えているところもあるはずだと思います。

今後、恐らく、学校で実態を調査していくということは、どうしても外せないことになってくると思いますが、学校にヤングケアラーの方がいたとして、誰が担当して対応に当たることになるのでしょうか。スクールカウンセラーのような方などになるのでしょうか。

【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】

ヤングケアラーで困っているのではないかという子供を先生方が把握した場合、やはり大切なことは、学校と家庭との連携ですが、家庭によって固有の問題があることもありますので、私たちとしては、スクールソーシャルワーカーという社会福祉の専門職に入ってきて、必要な支援につなげることが大切だと考えています。

現在、学校で、そのような子供がいることが分かったときには、スクールソーシャルワーカー又は市町村の窓口を通じてソーシャルワーカーにつなぎ、そこから、その家庭と子供にとって必要な医療や福祉

などの支援の機関へとつなぎ、それをケース会議のように更に大きくつなげていくといった進め方をしていきます。学校が家庭への支援を全て担うことは難しいので、必要な関係機関につなぐということで対応していきます。

【渡辺委員】

ヤングケアラーの割合や人数にもよりますが、学校の教諭が対応に当たるのは難しいと思います。また、連携するのも大変でしょうから、場合によっては、人を多く配置しなければならないということも出てくると思いますので、早い段階で調査を深めて、必要な人員配置をすることまで踏み込んでいく必要があるのかなと思いました。

また、市町村ごとに情報の把握方法は違うと思いますので、その点も踏まえながら計画を立てていくのが良いのではないかと思います。

小学生のヤングケアラーへの理解についての提案ですが、授業で、ヤングケアラーとはこういうものであると、社会問題の一つとして授業を行い、その後でアンケートを取ると、理解と情報の拾い上げが一緒にできるので有効ではないかと思いました。

【橋場委員】

最近、報道関係でも取り上げられていますが、経済的な理由から奨学金などをもらっていて、経済的には良いとしても、時間がなくて、そもそも勉強ができないということが、とても大きな問題だろうと思います。

資料2ページに、「本人や家族に自覚がない」という記載がありますが、ここがポイントで、このようなアンケートを行ったとしても、調査結果には現れず、埋もれてしまっているという感じがしています。

また、日本では、50代で正社員を辞めて、80代の母親・父親の介護をするという場面も出てきていますが、これも大きな問題です。これからだろうと思いますが、各国でも同じような問題が出ているようですので、道教委でも協力しながら、対応していかなくてはならないだろうと思います。

それから、保健福祉部の表記で、「きょうだい」が平仮名表記になっていること驚きました。5年くらい前、家庭裁判所の審判でこの表記を

初めて見たのですが、「兄弟」という表記は、今後、消えていくのかも
しれません。わざと平仮名というところがすごいと思いました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(5) 報告 3 文部科学大臣表彰（視聴覚教育・情報教育功労者）の被表彰者の
決定について

- 報告を了承